

下水道排水設備工事責任技術者制度実施要綱（抜粋）

第2章 責任技術者の試験

（試験の受験資格）

第9条 試験を受験できる者は、年齢が満20歳以上で、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校又は旧中学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校以上の学校（以下「高等学校」という。）の土木工学科又はこれに相当する課程を修了して卒業した者
- (2) 高等学校を卒業した者で、排水設備工事又は排水設備工事以外の下水道工事あるいは水道工事（以下「排水設備工事等」という。）の設計又は施工に関して、1年以上の実務経験を有する者
- (3) 排水設備工事等の設計又は施工に関して、2年以上の実務経験を有する者
- (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者
- (5) 高等学校を卒業した者で、農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関して、1年以上の実務経験を有する者
- (6) 農業集落排水施設等の工事の設計又は施工に関して、2年以上の実務の経験を有する者
- (7) その他第1号から第6号までに準ずる者として、県協会長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、試験を受験することはできない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 不法行為又は不正行為等によって試験の合格又は責任技術者としての登録を取り消され、2年を経過していない者
- (3) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、県協会長が受験を不相当と認める者